

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
エム・エムブリッジ株式会社(広島県広島市西区観音新町1-20-24)[7000000276]
高田機工株式会社(大阪府大阪市浪速区難波中2-10-70)[1000007683]
2. 資格登録停止措置の期間
令和元年7月22日 ~ 令和元年8月4日(2週間)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格業者は、「新東名高速道路 葛葉川橋(鋼上部工)工事」(東京支社発注)において、地組した桁をクレーンで吊上げた際、地組架台と桁を繋いでいたラッシングワイヤーが外れていなかったため、ラッシングワイヤーが切れ、桁に取り付けてあった足場用単管パイプと敷鉄板の間に、地切り確認をしていた元請職員が挟まれ負傷する事故を発生させた。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者が、工事の施工に当たり、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)